

## 本部町宿泊税制度に関するパブリックコメントへの回答

番号	コメント	本部町からの回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 制度導入に賛成です。景観や環境保全、盛り上がる観光施策などの使い道をしっかりと示せると納税者の理解もいただけたと思います。持続可能な観光地づくりに期待しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コメントいただき、ありがとうございます。 使い道に関しては、本部町観光協会をはじめとする町内関係団体や、宿泊事業者、観光事業者と観光振興に向けた事業を検討してまいります。</li> <li>また、使い道等に関しては、本部町ホームページにおいて、公表してまいります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 宿泊税を使って、本部町民にメリットになるように、また新たな雇用を生み出す仕組み、仕掛けを作っていただきたい。</li> <li>➤ 観光客受け入れ体制の整備等に使っていただきたいと思います。よって、宿泊税制度に、本部町独自に導入することに大賛成です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コメントいただき、ありがとうございます。 宿泊税は、観光目的税となっています。</li> <li>本部町は、国内外から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、観光振興につながる事業を検討していきます。観光客の受入れ体制の充実、観光サービスにおける人材育成についても重要な事業と考えています。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 課税標準についての条件整備 素案に記載の通り、1人1泊あたりの素泊まり料金での税率算出になりますか？また、サービス料、消費税の概念も課税対象になりますか？ さらに、同ページ上段に記載の通り、沖縄県、市町村導入の5自治体とも統一した課税対象の条件となりますか？弊社では未導入ですが、未就学児の宿泊者に対し、施設使用料を設定している場合も、課税対象となりますか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コメントいただき、ありがとうございます。</li> <li>➤ 課税標準についての条件整備 現在のところ、1人1泊あたりの素泊まり料金から税率を算出します。宿泊に対する税のため、サービス料や消費税のほか、飲食費や入浴料などは非課税となっています。課税対象金額は、素泊まり料金に定率2%をかけた税率の算出となります。</li> <li>沖縄県と5市町村の課税対象条件は統一したものになります。</li> <li>課税免除対象者以外の宿泊者が、宿泊税の課税対象になります。そのため、素泊まり料金が発生しない者に関しては、そもそも宿泊税の課税対象外となります。</li> </ul>

➤ 課税免除に対する確認事項

修学旅行以外の課税免除対象条件での宿泊の場合、まずはどの行事までが免除対象となるのか？また、その行事を証明するもの（学校発行の書類等）の提出等で免除となるような仕組みはありますか？未定であれば、是非沖縄県と協議頂き、申請に関する条件整備（課税免除の宿泊者なのか、宿泊事業者が容易に確認できる仕組み）を希望します。

➤ 事務負担を軽減するための行政サポート

宿泊事業者に負担を強いるだけでなく、円滑な制度導入と運営のために、行政からの実質的な支援策を強く求めます。

- A. システム改修費用に対する補助金制度の創設:とフォロー体制構築  
宿泊税の導入に伴い必須となる予約・会計システムの改修にかかる費用に対し、その全額を助成する補助金制度の創設を要望します。特に経営体力に乏しい中小事業者にとっては、この初期投資が導入の

➤ 課税免除に対する確認事項

課税免除対象者は、

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動(規則で定めるものに限る。)として宿泊する場合(学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊
- (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会(教育活動又はこれに類する者に限る。)に参加するために宿泊する場合(規則で定めるものがその旨を証明する場合に限る。)の当該宿泊

となっています。

規則は、これから沖縄県や独自導入 5 市町村と調整し、整備していきます。(1)に関しては、課税免除に係る証明書、(2)に関しては、日本中学校体育連盟等が主催する大会に参加するための宿泊であることの証明書を宿泊事業者側に提出する流れになる見込です。

➤ 事務負担を軽減するための行政サポート

- A. システム改修費用に対する補助金制度の創出とフォロー体制構築  
宿泊施設におけるシステム改修の費用は、沖縄県が補助することとなっています。そのため今後、事業メニューとして沖縄県から補助内容や仕様等が発表されることとなっています。

なお、宿泊事業者に対する周知活動については、沖縄県と独自導入市町村が市町村単位に、令和 8 年 2 月頃から説明会を開催する予定となっています。

大きな障壁となります。是非、実効性のある支援策を検討してください。

※宿泊税導入後は、宿泊業者は納税の義務が発生する為、収受しなかった場合は宿泊業者が立替し納付しないとならず、支払わなかった場合滞納したとされるので、個人で行っている宿泊業者にもきちんと説明が必要となり混乱の恐れが出る為。

※特に高齢者で個人で運営している事業者、アナログで現状宿泊事業の運営をしている施設など

#### B. 実態に見合った特別徴収取扱交付金の設定

徴収業務にかかる人件費やクレジットカード手数料などの経費を補填するため、徴収した税額の一定割合を事業者に交付する「特別徴収取扱交付金（または奨励金）」の制度を求めます。他自治体では税額の2.5%~3%といった例がありますが、事業者からは「実態コストに見合わない」との声も少なくありません。事前に事業者のコスト構造を調査した上で、実態に見合った合理的な交付率を設定していただくようお願いいたします。

#### C. 簡素で分かりやすい納税・報告プロセスの整備

事業者の事務負担を最小限に抑えるため、納税・報告のプロセスを可能な限り簡素化してください。具体的には、分かりやすいマニュアルの事前配布、事業者からの問い合わせを一元的に対応する専用相談窓口の設置、そしてeLTAX（地方税ポータルシステム）などを活用したオンラインでの申告・納税手続きの完全対応を求めます。これにより、

#### B. 実態に見合った特別徴収取扱交付金の設定

特別徴収義務者への報奨金の率の設定については、賦課徴収の円滑な運営、納期内の納入確保の観点等から、沖縄県と他自治体と同水準の2.5%~3%の設定となる予定です。

#### C. 簡素で分かりやすい納税・報告プロセスの整備

マニュアルについては、手引きを作成予定しています。  
事業者からのお問合せを一元的に対応する専用相談窓口の設置については、沖縄県で設置するかは未定となっており、本町では設置する予定はありません。  
申告・納税手続きに関しては、eLTAXに対応することで進められていま

	<p>報告業務の効率化とヒューマンエラーの削減が期待できます。</p> <p>➤ 宿泊される方への理解してもらえそうなサイト作り、どのような事に宿泊税が使われるのかを支払う方達へ理解して払ってもらえそうな仕組みを作ってほしい。</p>	<p>す。</p> <p>➤ 使途事業のイメージ</p> <p>本部町が宿泊税を導入する目的は、国内外の人々から選ばれる持続可能な可能地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れ体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策を進めることとしています。</p> <p>使途事業については、行政のみならず、本部町観光協会をはじめとする町内関係団体、宿泊事業者等で構成する委員会において検討する予定となっています。</p> <p>事業内容については、納税いただく宿泊税や、特別徴収義務者である宿泊事業者に確認できるようなサイトページを構築していきます。</p>
4	<p>【人材への重点投資】</p> <p>未来の観光を担う「人」への投資で、選ばれ続ける本部町へ</p> <p>【1. 本部町が直面する課題：深刻な人手不足】</p> <p>日本の人口減少が加速する中、本部町の観光が持続可能であるための最大の障壁は「人手不足」です。</p> <p>どれほど素晴らしい宿泊施設、観光資源、自然（ハード）があっても、その魅力を最大限に引き出し、質の高いサービスを提供する「人」（ソフト）がいなければ、観光地としての価値は緩やかに衰退してしまいます。このままでは、本来提供できるはずのサービスレベルが低下し、新たな民間投資を呼び込むことも困難になるという危機感を持っています。</p>	<p>➤ コメントいただき、ありがとうございます。</p> <p>宿泊税は、観光目的税となっています。</p> <p>本部町が宿泊税を導入する目的としましては、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受入れ体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興を図ることとしています。</p> <p>これらの目的に沿って本部町の観光の課題であります観光の一極集中によるオーバーツーリズム、観光人材育成、集落及び自然景観などの保全、交通体系の充実等を解決できるような事業を、宿泊者よりお預かりします宿泊税を基に、関係団体や宿泊事業者等と協力し合い、持続可能な観光地として発展していくために、本部町ならではの魅力ある事業を検討していきます。</p>

【2. 目指すべき未来：人材こそが町の競争力となる】

これからの観光地間競争で「選ばれ続ける町」となるためには、人材こそが最大の競争優位になると考えます。特に、本部町の多様な魅力を深く理解し、新たな価値を創造できる専門人材や、ホスピタリティあふれる担い手の存在は不可欠です。

県の画一的な人材育成事業だけでは、海洋博公園、美ら海水族館、多様な宿泊施設、豊かな自然といった本部町ならではの資源を活かしきることは困難です。町の宿泊税だからこそ、地域の実情に即した、戦略的で手厚い人材投資を行うべきです。

【3. 宿泊税の具体的な使途提案】

上記の課題を解決し、未来の担い手を育むため、宿泊税の使途として以下の6つの柱への重点的な投資を提案します。

(1) 即戦力となる人材を呼び込むための「住」の支援

若者や移住者が働きやすい環境を整備し、人材の流入を促進します。

－空き家活用・リノベーション補助：

町内の空き家を改修し、安価で質の高い従業員寮として提供する事業者への支援。

－名桜大学との連携強化：

観光を学ぶ学生が在学中から町内で働き、卒業後も定着するような「まちまるごとテーマパーク構想」の一員として関わるプログラム構築や居住支援。

(2) 未来の担い手を育てる「学び」の機会創出

子どもたちが町の魅力に気づき、将来の職業選択肢として観光業を意

貴殿からのご提案にあるような人材育成は、観光客の受入れ体制の充実強化を図るためにも、重要なことと考えています。また、そのほかの提案事業も含め、具体的な事業導入にあたっては、納税者である観光客が納得することを前提に、宿泊税を導入する目的に沿った本部町ならではの事業実施を考えていきます。

識するきっかけを作ります。

－中高生向け「もとぶ観光プロデュース体験」：単なる職場体験ではなく、観光客の視点で町の魅力を再発見し、「自分ならどうアピールするか」を考える探求型プログラム。シビックプライド（町への誇り）の醸成にも繋がります。

（3）多様な人材を受け入れる「共生」の仕組みづくり  
増加が見込まれる外国人材が、地域の一員として活躍できる基盤を整備します。

－ワンストップ相談窓口の設置：面倒な行政手続きや生活相談などを一元的にサポートする体制を構築。

－地域一体での日本語・文化教育：個別企業任せにせず、町が主体となって質の高い教育プログラムを提供。

－初期費用支援：渡航費や住居契約の初期費用の一部を補助し、来日のハードルを下げる。

（4）むとうぶんちゅ観光ガイドの出口戦略

－モニターツアーの実施：町認定観光ガイドが開発した体験プログラムに試験的に観光客を誘客し、商品としての磨き上げの支援

（5）次世代リーダー塾の開講

町内の宿泊施設や観光施設の中堅社員を対象に、AI活用、マーケティング、会計、人材マネジメントなどを学ぶ研修を定期的実施します。名桜大学との連携。

	<p>(6) 観光人材に必要な資格取得支援（うるま市に似た事例あり）</p> <p>資格取得チャレンジ支援事業：旅行業務取扱管理者、通訳案内士、レストランサービス技能士、潜水士・小型船舶操縦士、大型二種免許、GSTC-STTP（サステナブルツーリズム国際基準研修 ※認定）等、受験旅の補助や合格報奨金、学習機会の提供等で支援。個人の意欲を後押しし、地域全体の専門性を高める「費用対効果の高い投資」となる。</p>	
--	--	--